

令和2年度 学校と福祉機関の連携支援事業 成果報告書

実施機関名（兵庫県教育委員会）

1. 問題意識・提案背景

平成24年4月、児童福祉法の改正により、放課後等デイサービス事業が創設された。この事業は、障害のある子供の発達に応じて必要となる日常生活動作や自立生活を支援するための活動、地域との交流や創作活動等、余暇の提供を目的としている。社会体験の機会や場が限られていた子供や保護者の期待の高まりから、この事業の利用が急増しており、放課後等デイサービス事業所が障害のある子供の生活の場の一つになっている。（県内の放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用者数は平成26年：4,615人／月から令和2年：12,124人／月となり、約2.6倍の増加となっている。）

また、子供に関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行うことは、障害のある子供の持てる力を最大限に高めることにつながる。そのため、学校、家庭、放課後等デイサービス事業所を含む福祉の関係者が連携し、障害のある子供の特性を共有して育てていくことが求められている。

一方で、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子供の状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。また、学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力に関する説明が十分になされず、学校は何を協力したらいいのか分からないという声もあるが、具体的な連携方策が整理されてこなかった。

2. 目的・目標

平成31年3月に策定した「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」に基づき、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、保護者の同意を得つつ、学校と事業所等との連携の在り方を研究し、切れ目ない一貫した支援を目指している。この目的の下、2年目である令和2年度はモデル地域において、作成した連携マニュアル（案）による連携モデルを試行し、連携マニュアルの見直し・修正を経て全ての学校で活用可能な連携マニュアルを策定し、学校と福祉事業所が連携した支援体制を構築する。

また、効果的に引き継がれた事例を収集し、好事例として紹介することで連携モデルを全県域に普及させていく。

3. 主な成果

現状把握のための実施状況調査を実施し、有識者等による検討会議における協議を踏まえ、「教育・家庭・福祉の連携マニュアル ～児童安全の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル～」(以下、「連携マニュアル」という。)を作成した。

また、実効性を高めるため、以下の内容や取組を進めた。



(1) 基本的な考え方

基本的な考え方を次の3点「安心・安全性」、「一貫性」、「合理性」と定め、児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングルを目指して、教育・家庭・福祉の連携マニュアルを展開する。

<児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル>

安心・安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める。
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。

一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。

合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解に基づく連絡・連携体制等を整備する。

(2) 主な内容

連携マニュアルを、次の主な項目によって構成し、連携を進める上で必要な具体的な事項等を示す。

- ・学校と福祉の連携の必要性
- ・障害のある子供と保護者のための福祉サービス
- ・福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割
- ・福祉との連携に向けた学校の準備
- ・学校における児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続例
- ・学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例

(3) 連携マニュアルの内容やルール等の決定

- ①市町教育委員会や学校の実情に合わせて、効果的に連携を進めることができるように、連携マニュアルに必要な調整を加えることができるようにした。
- ②連携のルールを決める際の観点や手続きの様式例を示すとともに、連携モデル校で取り組んだ学校と事業所が効果的に連携を図るための好事例や市町の福祉相談窓口を掲載した。

(4) 教員向け理解啓発研修動画の作成・配信

福祉サービスや事業所との効果的な連携の理解促進を図ることができるように、教員向け理解啓発研修動画（10分程度の動画を3種類）を特別支援教育課HPにて公開し、連携マニュアルをテキストとしながら、研修ができるようにした。

<掲載ホームページ（連携マニュアル・理解啓発研修動画）>

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

4. 取組概要

(1) 学校数、児童生徒数の状況

兵庫県では県内に27校の県立特別支援学校を設置している。本事業ではそのうちの1校をモデル指定して調査研究を進める。他の県立特別支援学校及びモデル指定校のある、阪神地域の小・中・特別支援学校（266校）においても連携マニュアル（案）による連携モデルの試行や調査を実施し、全ての学校で活用可能な連携マニュアルを策定し、令和3年度から全県実施を目指す。

【モデル指定校について】

学校種 特別支援学校（県立こやの里特別支援学校）

学校数 1校

県立こやの里特別支援学校児童生徒数 (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学部	28	26	21	7	14	13	109
中学部	34	28	23	—	—	—	85
高等部	74	51	67	—	—	—	192
合計	136	105	111	7	14	13	386

(令和2年5月1日現在)

(2) 域内の障害児通所支援事業所数、利用児童生徒数の状況

(事業所の数、利用児童生徒数)

【モデル指定校の域内】

事業所の数（放課後等デイサービス）

253（尼崎市69、西宮市58、芦屋市13、伊丹市40、宝塚市33、川西市25、三田市12、猪名川町3）

利用児童生徒数

3,793名

(令和2年9月1日現在)

(3) 実施方法

① 学校と福祉機関の連携に係る企画（検討）会議

・ 検討会議委員一覧

		所属・職名	名前
1	学識経験者	武庫川女子大学教育学部教育学科・准教授	橋詰 和也
2	特別支援学校	兵庫県特別支援教育諸学校長会・会長	塚本 久義
3	小学校	兵庫県小学校長会・副会長	松田 慶次
4	中学校	兵庫県中学校長会・副会長	東川 富彦
5	モデル校	兵庫県立こやの里特別支援学校・校長	加藤 敏浩
6	相談支援事業所	社会福祉法人 いたみ杉の子 地域支援部・部長	富田 康美
7	通所支援事業所	社会福祉法人 いたみ杉の子	河南 勝

		発達連携室・室長	
8	保護者	兵庫県LD親の会「たつの子」・代表	宮本 幸代
9	保護者	県立こやの里特別支援学校・PTA会長	金森 智恵
10	行政	小野市教育委員会事務局教育指導部・部長	藤原 正伸
11	行政	県健康福祉部障害福祉局障害福祉課・課長	庄 宏哉

・オブザーバー

		所属・職名	名前
1	オブザーバー	公益財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会・理事長	井上 三枝子

・協議内容

回	月日	協議内容	協議を受けた取組
第1回	7月31日	・新型コロナウイルス感染症による臨時休業中における児童生徒の生活について ・連携マニュアル（案）について	・連絡ツール（案） ・緊急事態対応（案） ・実施状況調査（案）
第2回	11月9日	・実施状況調査の結果を踏まえた連携マニュアル（案）について ・理解啓発研修の概要について	・福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割（案） ・福祉との連携に向けた学校の準備（案） ・理解啓発研修概要（案）
第3回	2月2日	・教育・家庭・福祉の連携マニュアル（案）、理解啓発研修（案）について ・これからの学校と福祉機関の連携について	・学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例（案） ・理解啓発研修（案）

(4)取組内容

①域内の学校、障害児通所支援事業所、保護者の連携について、現状と課題の把握・分析
家庭、教育、福祉における一貫した支援を組織的かつ計画的に進めるための連携マ
ニュアルの見直しに当たり、実施上の課題を整理するため実施状況調査を行った。

- ・ 基準日 令和2年9月1日現在
- ・ 対象 阪神管内（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）の市町立小(173)・中(77)・義務教育学校(1)、特別支援学校(6)
県立特別支援学校(4) ※()内は学校数

ア 在籍児童生徒数等 ※義務教育学校は小学校内に含む

	在籍児童生徒数			放課後等デイサービス利用者数			放課後等デイサービス利用率		
	全体	通常学級	特別支援学級	全体	通常学級	特別支援学級	全体	通常学級	特別支援学級
小学校	91,407	88,554	2,853	2,338	705	1,633	2.6%	0.8%	57.2%
中学校	39,758	38,839	919	372	50	322	0.9%	0.1%	35.0%
小・中学校	131,165	127,393	3,772	2,710	755	1,955	2.1%	0.6%	51.8%
特別支援学校	1,393	—	—	1,083	—	—	77.0%	—	—

※最も利用率が高い小・中学校では、7.3%の児童生徒が利用している。

イ 学校が把握している事業所数等 ※義務教育学校は小学校内に含む

	利用児童生徒が在籍していない学校数	利用児童生徒が在籍している学校数	利用児童生徒が在籍している学校の割合	のべ事業所数	1校当たりの平均利用事業所数	1ヶ所当たりの平均利用児童生徒数
小学校	5	168	97.1%	1,376	8.2	1.7
中学校	5	72	93.5%	310	4.3	1.2
小・中学校	10	240	96.0%	1,686	7.0	1.6
特別支援学校	0	10	100%	227	22.7	4.8

※最も利用事業所数が多い小・中学校では、19ヶ所の事業所を利用している。

※最も利用事業所数が多い特別支援学校では、61ヶ所の事業所を利用している。

②学校と障害児通所支援事業所との連携手法の開発

連携マニュアル案による試行と実施状況調査の結果を踏まえ、連携マニュアルの見直しを行った。

ア 福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割

各市町教育委員会は、連携にかかる兵庫県の方針「安心・安全性」「一貫性」「合理性」に基づき、市町等の実情に応じた実効性のある取組を推進していくことができるよう、福祉との連携に関する体制等を整える役割を担う。

(7) 市町の実情に応じたマニュアルの作成と様式例の活用

本マニュアルと様式に、市町の実情に応じた必要な調整等を加え、関係機関等への配布・周知を行う。

【例】・福祉サービスを利用する時の手続きを、当該市町における具体的な利用の流れとなるようにマニュアルを変更する。

- ・学校行事等を事業所に知らせるために、学校だより、学年だより、校時表等を配付するようにマニュアルに記載する。
- ・放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項を、当該市町の状況に応じた基本的な内容を示すとともに、詳細については各学校の実情に合わせて対応できることとする。

(4) 福祉部局との連携

各学校と事業所とが円滑に連携することができるように、市町教育委員会と市町の福祉部局とが連携を図り、定期的に放課後等デイサービス事業所等連絡会を開催する。

また、学校や保護者、関係機関との相互理解を促すため、教育相談等で活用できるチラシ等を作成し、周知する。

(ウ) 学校への支援

各学校が事業所と主体的な連携を図ることができるように支援する。

【例】・学校で取り組んでいる効果的な取組や情報共有ツールの様式等について、校長会等を通じて情報共有する。

・学校で使用しているメールサービス等を、事業所にもメール配信ができるように整備する。

イ 福祉との連携に向けた学校の準備

市町教育委員会・各学校において、「放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」を参考に、保護者、事業所と共有するための資料として以下の観点を整理する。また、連携に当たっては、保護者や児童生徒の思いや考えを尊重しながら、適切に準備を進めていく。

(ア) 放課後等デイサービス事業所との円滑な連携にかかる観点

(i) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口の決定

・担当者（連携にかかる取組を主導する）：

（例）特別支援教育コーディネーター等

・外部からの連絡窓口（問合せや緊急の連絡に対応）：（例）教頭等

・保護者からの連絡窓口（事業にかかる連絡や相談）：（例）担任等

(ii) 情報共有のルール作成

個別の教育支援計画等（他に、個別の指導計画、連絡帳の共有による日々の引継ぎ情報（健康観察・医療的ケア等）等が考えられる）を、保護者の承諾を得て事業所と共有するためのルールを決める。

(iii) 送迎のルール作成

送迎サービスを行う事業所が、放課後に来校するときの送迎車の駐停車や児童生徒の引き渡しに関するルールを決める。

(iv) 緊急時の対応等、その他のルール作成

事業所における緊急時の対応、新型コロナウイルス感染症対策について障害のある児童生徒の学校臨時休業に伴う居場所確保について

(v) 申請等様式の作成 ※県教育委員会特別支援教育課 HP からダウンロード可能
学校、事業所、保護者の間で申請や連絡を行うための文書の様式を作成する。

(vi) 確認事項の検討

「放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」の検討については、特別支援教育コーディネーター、学級担任、管理職、校内委員会等、組織的に対応する。

(vii) 確認事項の情報共有

事業所との円滑な連携を進めるには、組織としての対応が必要となるため、検討した確認事項を情報共有する際には、当該児童生徒に関係する教職員だけでなく、全教職員に対してその内容を共有する。

(イ) 学校から事業所への情報共有ツール例

- ・定期的に、学校だよりや行事予定等を配付する。

(ウ) 合理性に向けた取組例

(i) 福祉サービスの理解促進に向けた校内研修

- ・連携マニュアルや理解啓発チラシ等の資料を配付し、福祉サービスや制度の概要について説明した。

(ii) 児童生徒が利用する事業所等の周知

- ・年度当初の校内委員会や職員会議等で放課後等デイサービスを利用する児童生徒やその事業所等について確認した。
- ・ケース会議等実施日について、教職員に周知した。

(iii) 事業所と学校の連絡等の効率化

- ・学校へ送迎に来た事業所職員が、担任への質問用紙を投函する専用メールボックスを設置した（後日送迎時に回答）。

③全国の他自治体において波及可能な、学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルの作成

ア 連携マニュアルの作成

主な内容

- ・学校と福祉の連携の必要性
- ・障害のある子供と保護者のための福祉サービス
- ・福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割
- ・福祉との連携に向けた学校の準備
- ・学校における児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続き例
- ・学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例

イ 理解啓発動画の作成

福祉サービスや効果的な連携の理解促進に向けた理解啓発動画を作成した。連携マニュアルをテキストとし、以下の内容をそれぞれ10分程度でまとめた。

(ア) 障害のある子供と保護者のための福祉サービス

- (i) 学校と福祉の連携の必要性
- (ii) 福祉サービスの種類と内容
- (iii) 放課後等デイサービスとは
- (iv) 保育所等訪問支援とは
- (v) 連携にかかる兵庫県の方針

(イ) 連携マニュアルの活用に向けたそれぞれの役割

- (i) 現状把握の実態調査
- (ii) 連携にかかる兵庫県の方針
- (iii) 市町教育委員会の役割
- (iv) 福祉との連携に向けた学校の準備
- (v) 児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続きや連絡の流れ

(ウ) 学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例

- (i) 連携にかかる兵庫県の方針
- (ii) 「安心・安全性」の取組

- (iii) 「一貫性」の取組
- (iv) 「合理性」の取組
- (v) モデル実施の成果と課題

5. 今後の課題と対応

作成したマニュアルを基に、学校と福祉事業所が連携した支援体制の構築を目指し、いかに全県に発信、普及、定着を図るかが課題である。そこで、課題解決のため、次の取組を行う。

(1) 周知・理解啓発

○研修等において連携マニュアルの周知（教育行政、管理職、教員等）

- ・学校経営研修会（校長、教頭）
- ・特別支援教育コーディネーター研修（県立特別支援教育センター）
- ・学級経営研究会（特別支援学級担任等）

○理解啓発動画の発信（特別支援教育課 HP）

○各学校の取組や紹介の充実（各学校 HP）

(2) 教育委員会と福祉部局との連携強化

○県教育委員会と県福祉部局との連携

○市町教育委員会と市町部局との連携（会議・研修等での推進）

- ・4月26日（月）市町教育相談等連絡協議会において、小野市による実践発表

6. 問合せ先

組織名：兵庫県教育委員会

担当部署：教育委員会事務局特別支援教育課